

令和 7 年 7 月 1 8 日

職員の懲戒処分等について

令和 7 年 6 月 1 6 日に収賄の容疑で逮捕、同年 7 月 4 日に同容疑で起訴されていた職員に対し、地方公務員法に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 処分年月日 令和 7 年 7 月 1 8 日

2 処分内容

(1) 対象職員

都市建設部道路建設課 主査 戸高 千利（とだかちとし）（5 2 歳男性）
（事件発生当時：上下水道部下水道課 主査）

(2) 処分内容 懲戒免職

(3) 処分理由 当該職員から起訴に関する事実と相違ない旨の上申書が提出されたことによる

3 非違行為の概要

当該職員は、本市下水道事業が発注する下水道事業に関する工事の設計、施工及び監督等の事務に従事していたが、業者から管渠工事等に関する随意契約の見積業者の選定等につき、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和 5 年 6 月から令和 6 年 1 2 月までの間、業者から合計約 2 7 万 1 4 0 0 円相当の供与を受け、自己の職務に関し、賄賂を収受したものの。

4 管理監督者に対する処分

引き続き調査を行い、処分について検討して参ります。

5 その他

本事案に関して贈賄容疑で略式起訴された業者につきましては、事実関係が確認でき次第、行政処分を検討して参ります。

【本件に係る市長コメント】

本市職員の収賄事件に関しまして、当該職員から起訴に関する事実と相違ない旨の上申書の提出を受け、本日付で懲戒免職処分といたしました。

職員が収賄という汚職事件を起こしたことは、法を守るべき立場にある公務員としてあるまじきことで、市民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことは、誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、現在、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の服務規律、法令遵守の徹底を図るとともに、事件が発生した原因を分析し、再発防止策の検討を行っており、引き続き、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。